

笠岡ふれあい空港使用規約 (ヘリコプター・超軽量動力機等)

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地に作られている飛行場です。
この空港を安全に使用するため、次の事項をみなさんで遵守し、安全で楽しい使用を続けていけるようお願いします。

1 安全について

- (1) 安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑念のある場合は使用を一時中止すること。

また、空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。

- (2) 事故防止のため、機体の点検及び整備は必ず複数人で確認すること。また、見学者等のいる場所の上空の飛行を避けること。

2 飛行空域について

使用可能な飛行空域は、笠岡地区農道離着陸場上空のみとする。

隣接する農場等の空港以外の敷地への侵入が確認できた場合は責任者を処分する場合がある。

3 使用上の注意

- (1) 超軽量動力機等を飛行させる場合には次の航空法上必要な許可を得ること。また、申請時に許可書の添付をすること。(詳しくは国土交通省に問い合わせること。)

(ア) 航空法第11条第1項ただし書きの許可(機体に関する許可)

(イ) 航空法第28条第3項の許可(操縦者に関する許可)

(ウ) 航空法第79条ただし書きの許可(離着陸場の許可)

※笠岡地区農道離着陸場は航空法上の空港ではないため、(ウ)の許可が必要になります。

- (2) 使用者は事故に備えて保険に加入すること。

保険の更新等の確認をするため、年度の最初に使用する際は使用者のリスト(氏名、保険名、保険番号、有効期限)を管理者へ提出すること。

また、有効期限が切れている場合は最新のリストを管理者へ再度提出すること。

4 規約の周知徹底について

使用責任者は全使用者に対して当規約の周知・説明を行うこととする。使用者が当規約の説明を受けておらず、問題が発生した場合は必要に応じて責任者を処分する場合がある。

5 事故について

使用中に発生した事故については怪我人の応急処置等を最優先とし、その後、管理人へ速やかに申し出ること。必要に応じて警察へも連絡すること。

また、使用責任者及び事故当事者は農政水産課の担当職員等の事情聴取に応じること。